

国立大学法人香川大学における公的研究費の 不正防止に関する基本方針

平成27年 3月 1日
最高管理責任者決定
令和 3年12月23日
一部改正

趣 旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、国立大学法人香川大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正防止に関して必要な方針を定めるものとする。

1. 責任体系の明確化

本学における公的研究費を適正に運営・管理するため、責任体系を明確化する。「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「部局管理責任者」及び「副部局管理責任者」を置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を明確化して学内外に公表するとともに、不正防止対策を積極的に推進する。また、監事に求められる研究費不正防止に関する役割を明確化する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費の不正が行われる可能性は常にある、という前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえた予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、公的研究費を適正に運営・管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正防止に向けた取組について、基本方針、手続等を学内外へ積極的に情報発信し、共有する。

6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

国立大学法人香川大学における公的研究費の 不正防止に関する行動指針

平成27年 3月 1日
最高管理責任者決定
平成27年 4月 1日
一部改正
平成28年10月31日
一部改正
平成29年10月 1日
一部改正
令和 3年12月23日
一部改正

趣 旨

この行動指針は、「国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を実施するために必要な措置を定めるものである。

1. 責任体系の明確化

国立大学法人香川大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に運営・管理するため、責任体系を明確化する。「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「部局管理責任者」及び「副部局管理責任者」を置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を「公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程」（以下「公的研究費運営管理規程」という。）に明確に定めて学内外に公表するとともに、不正防止対策を積極的に推進する。また、監事は、公的研究費の運営・管理についても重要な監査対象として確認する。

（1）最高管理責任者

最高管理責任者は本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

〈役割〉

- ア 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともにそれらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及び部局管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行うことができるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と協議する。
- ウ 様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識を向上させ、本学の隅々まで浸透させる取組を行う。

（2）統括管理責任者

統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、研究不正防止を担当する理事をもって充てる。

〈役割〉

統括管理責任者は不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき本学全体の具体的な対策を策定・実施する。また、実施状況を確認して最高管理責任者に報告する。

(3) 部局管理責任者（コンプライアンス推進責任者）

部局管理責任者は部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、部局等の長をもって充てる。また、部局管理責任者は、各府省庁等が定めるガイドラインにおけるコンプライアンス推進責任者として、部局等における競争的研究費等の適切な運営・管理に努めるものとする。

〈役割〉

統括管理責任者の指示の下、次の事項を実施する。

ア 部局等における不正防止対策を実施する。また、実施状況を確認して統括管理責任者に定期的に報告する。

イ 部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

エ 部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかなどをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 副部局管理責任者

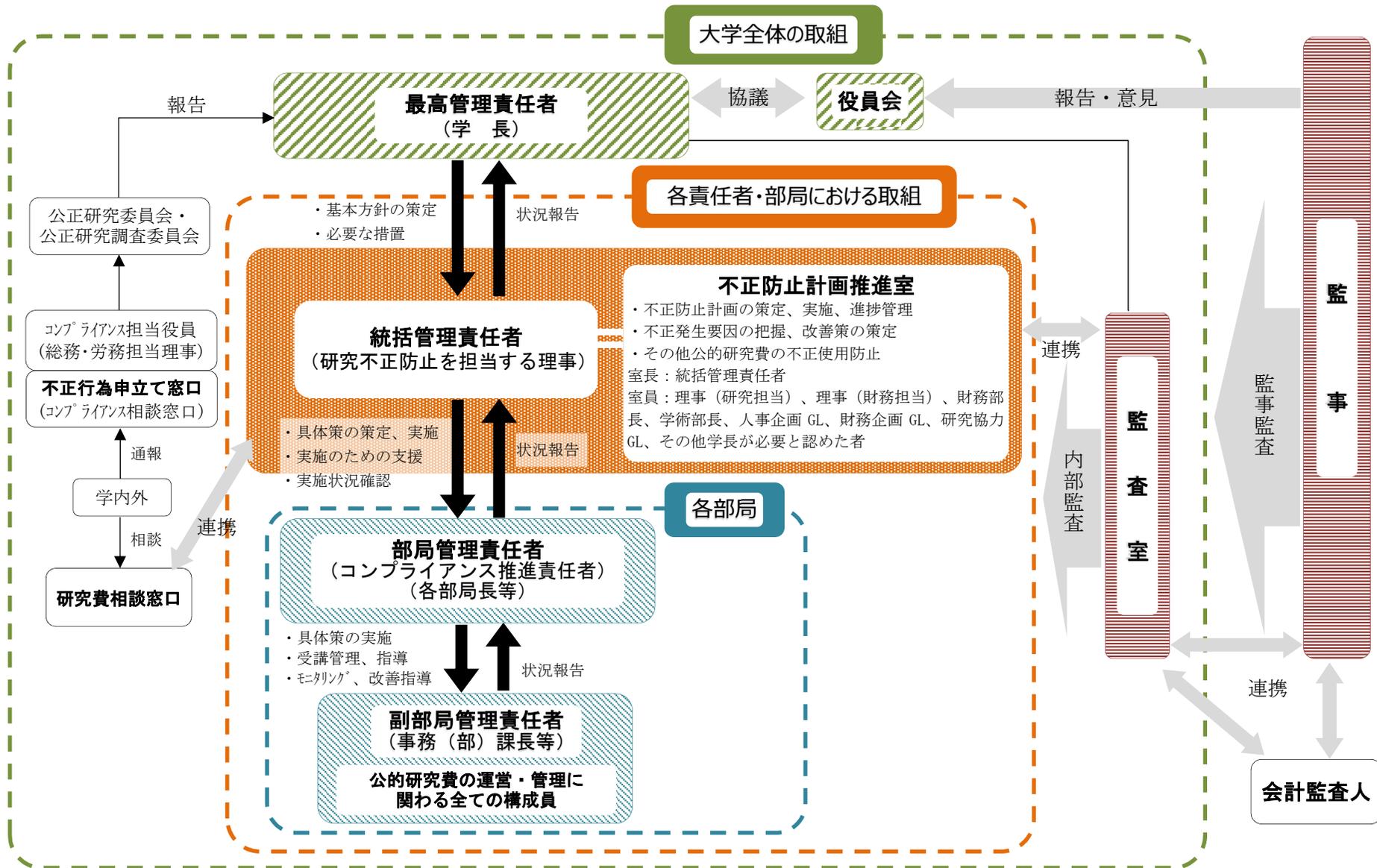
副部局管理責任者は部局管理責任者を補佐し、実効的な管理監督を行うことができる者であることが必要なことから、事務課長等をもって充てる。ただし、複数の副部局管理責任者を必要とする場合は、部局管理責任者は、自己へ情報が着実に伝達される体制となるよう留意し、部局等における責任の範囲を明確に区分した上で、副部局管理責任者を任命することができる。副部局管理責任者を任命した場合は、部局管理責任者は、統括管理責任者に報告するものとする。

(5) 監事

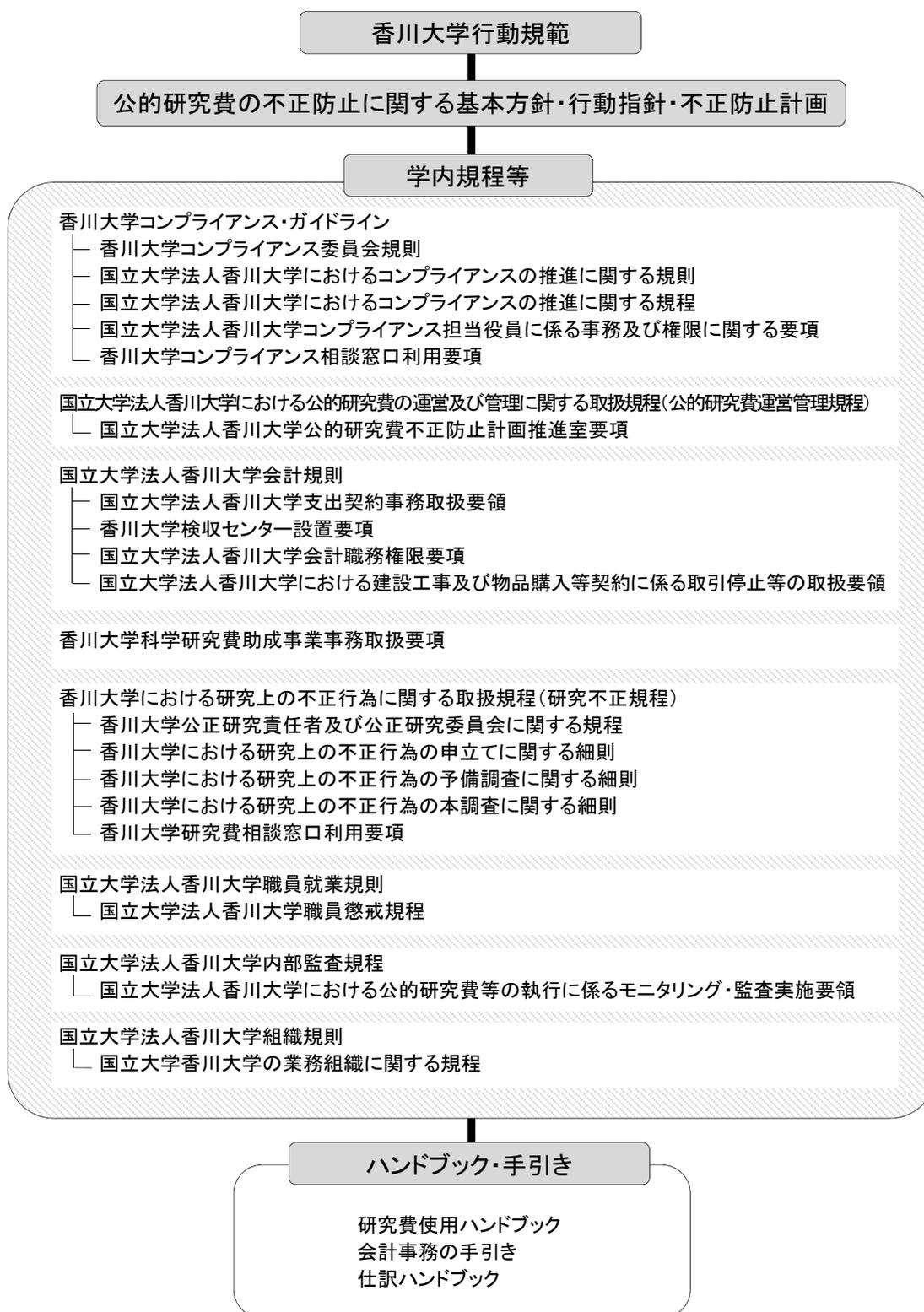
監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認するとともに、統括管理責任者又は部局管理責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。また、監事は、確認した結果について、役員会において定期的に報告し、意見を述べる。

監事が上記に示す役割を十分に果たせるよう、監査室、不正防止計画推進室及びその他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行う。

公的研究費の不正防止に関する責任体系図



公的研究費の不正防止に関する関係規程等体系図



2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費の不正が行われる可能性は常にある、という前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。

(1) 研究倫理教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

- ① 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる構成員を対象とした研究倫理教育や啓発活動の具体的な計画を策定・実施する。研究倫理教育及び啓発活動の実施計画には、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。
- ② 部局管理責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、研究倫理教育及び継続的な啓発活動を実施する。
- ③ 研究倫理教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。研究倫理教育には、本学の不正防止対策、具体的な事例、運用ルール、告発制度、不正が発覚した場合の懲戒処分と弁償責任、競争的研究費等に係る申請資格の制限、研究費の返還等の内容を含めることとする。
- ④ 研究倫理教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度を把握する。また、実効性のある取組とするために、複数回の説明会開催、オンラインによる開催、e-learningの活用等により、受講機会を確保する。
- ⑤ 遵守すべき義務があることを理解させ、意識を浸透させるために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、本人の自署による誓約書の提出を求めることを公的研究費運営管理規程に明確に定め、以下の内容を誓約書に掲げることとする。
 1. 公的研究費等は、原資が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、カラ出張・預け金等の不正行為を行わないこと。
 2. 公的研究費等の使用に当たり、当該資金の配分機関が定める規則、使用ルール及び関係法令、並びに国立大学法人香川大学が定める規則及び使用ルールを遵守すること。
 3. 前各号に違反して、不正を行った場合は、国立大学法人香川大学や配分機関による処分の対象となり、法的な責任を負担すること。
 4. 公的研究費等の使用に当たり、取引業者等の利害関係者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう誠実に行動すること。
- ⑥ 啓発活動は、部局長等会議、教授会等の既存の会議を活用するほか、情報通信技術の活用やポスター掲示等により、全ての構成員を対象として、少なくとも四半期に1回程度、定期的実施する。啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものとし、不正を起させない組織風土を形成するために、随時柔軟に見直しながら実施する。
- ⑦ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、「香川大学行動規範」（以下「行動規範」という。）を周知徹底する。

(2) 学内規程等の明確化・統一化

公的研究費に係る事務処理手続について、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的に運用する。

- ① 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすいように、学内規程等を明確に定める。また、学内規程等と運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるかなどの観点から点検し、慣例にとられることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるよう、必要に応じて見直しを行う。
- ② 本学全体として学内規程等を統一的に運用するため、その解釈についても、部局等間における乖離が生じないように、特に例外的な処理については、「研究費使用ハンドブック」、「会計事務の手引き」及び「仕訳ハンドブック」の中で手続きを明確にする。
- ③ 公的研究費の不正防止に関する関係規程等をホームページに掲載し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に広く周知する。
- ④ 公的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対しても、必要なルールを周知する。

(3) 職務権限の明確化

- ① 公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任を学内規程等で明確に定め、業務分担の実態と乖離しないよう、必要に応じて適切に見直す。
- ② 職務権限に応じて責任の所在を反映した実効性のある決裁手続きを「国立大学法人香川大学会計職務権限要項」で明確に定める。

(4) 学内外からの告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- ① 学内外からの告発等は、不正行為申立て窓口において受け付ける。また、不正行為申立て窓口について、ホームページ及び「研究費使用ハンドブック」で学内外に積極的に周知する。
- ② 告発等をしたことを理由に不利益な取扱いをしてはならないこと、誹謗中傷等から調査対象者を保護すること等を「香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」（以下「研究不正規程」という。）に明確に定め、保護の内容をホームページ及び「研究費使用ハンドブック」で学内外に周知する。
- ③ 不正に係る情報が、不正行為申立て窓口の担当者等から最高管理責任者に迅速かつ確実に伝わるよう、研究不正規程に定める。
- ④ 公正かつ透明性の高い仕組みを構築するため、以下に掲げる事項を含めた不正に係る調査の体制・手続等を研究不正規程に明確に定める。

ア 告発等の取扱い

告発等を受け付けた場合は、受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該事案が競争的研究費等の不正使用に係る場合は、配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。なお、顕名による告発の場合は原則として受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を、告発者に通知する。

イ 調査委員会の設置、調査及び報告

調査が必要と判断された場合は、公正研究調査委員会を設置し、不正の有無及び不

正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、公正研究委員会に報告する。なお、公正性及び透明性を確保するため、公正研究調査委員会の委員に、本学、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない学外の第三者を含めることとする。

ウ 調査中における一時的執行停止

最高管理責任者は、調査対象者に対し、必要に応じて当該研究に係る研究費の使用停止を命ずる。

エ 認定・公表

公正研究委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。不正を認定した場合は、原則として、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む調査結果を速やかに公表することとし、これらの公表に関する手続を研究不正規程に定め、構成員に周知する。また、再発防止の観点から、その後の処分についても構成員に周知することとする。

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

- 1) 当該事案が競争的研究費等の不正使用に係る場合は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等について配分機関に報告し、協議する。
 - 2) 当該事案が競争的研究費等の不正使用に係る場合は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - 3) 配分機関から要請があった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査に支障があるなど、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧及び現地調査に応じる。
- ⑤ 不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、不正を行った者及びその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分の種類、手続等を国立大学法人香川大学職員就業規則及び国立大学法人香川大学職員懲戒規程に明確に定める。また、行為の悪質性が高い場合には刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な措置に関しても公的研究費運営管理規程に明確に位置付け、構成員に周知する。

なお、各管理責任者は、本行動指針に定める事項を適切に実施していれば当該不正の発生を防止できたと考えられる場合等、各管理責任者の管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となることに留意する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

- (1) 不正防止計画の推進を担当する部署の設置

- ① 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当するため、不正防止計画推進室を置く。
- ② 不正防止計画推進室は、統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策（不正防止計画、研究倫理教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- ③ 不正防止計画推進室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(2) 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

- ① 不正防止計画推進室は、監査室と連携し、不正発生要因のリスクに対応するため、本学における不正発生要因を体系的に整理し評価する。
- ② 最高管理責任者が策定する基本方針・行動指針に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画推進室は、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- ③ 不正防止計画の策定に当たっては、上記①で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、優先的に取り組むべき事項を中心に、実効性のある内容にするとともに、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。また、不正防止計画の効率化・適正化のため、不正発生要因に応じて、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用して随時見直しを行う。
- ④ 部局等は、不正根絶のために、不正防止計画推進室と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえた予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、公的研究費を適正に運営・管理する。また、研究費の執行に関する書類、データ等は、後日の検証を受けられるよう、「国立大学法人香川大学法人文書管理規則」に定める期間、適切に保存する。

(1) 業者との癒着防止

- ① 不正防止計画推進室は、不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、基本方針、本行動指針、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針（過去の不正取引について自己申告した場合には情状を考慮して取引停止期間の減免を行うことがあることを含む。）等をホームページに掲載し、学内外に周知するなど、癒着を防止する対策を実施する。また、一定の取引実績（回数、金額等）やリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に対して取引確認書の提出を求めることを公的研究費運営管理規程に明確に定め、以下の内容を取引確認書に記載することとする。
 1. 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
 3. 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 4. 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

- ② 監査室は、専門的な知識がなければ成果物の適否を判断することが困難な場合で、受注業者の選定に疑義があることが判明した場合には、仕様書、作業工程等の詳細を、これらの知識を有する当該研究者以外の者の協力を得て監査する。

(2) 部局管理責任者による実効性のあるチェック体制の構築

部局管理責任者は、不正防止計画を踏まえた予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、以下に示す実効性のあるチェックが効く体制を構築し、公的研究費を適正に運営・管理する。

- ① 予算の執行状況を検証し、実態に合っているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合や年度末に集中するような場合は何らかの問題がある可能性があることに留意して、研究者に対して執行の遅れの理由を確認し、必要に応じて改善を求める。正当な理由により、公的研究費の執行が当初計画より遅れる場合などにおいては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。また、競争的研究費等については年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知する。
- ② 物品請求システムにより、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。
- ③ 発注については契約担当部署、検収業務については検収センターが実施する。
- ④ 検収の際は、発注データ（発注書や契約書）と納入された現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品を確認する。
- ⑤ 有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行う。成果物がない機器の保守・点検等の場合は、検収担当者が立会いによる現場確認等を行い、検収を行う。
- ⑥ 検収担当者だけでは役務の完了を確認できない特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツの開発・作成、機器の保守・点検等）に関する検収については、当該研究者又は当該役務に精通した専門的知識・技術等を有する者を立ち合わせ、機能・動作確認等を行い、検収を行う。
- ⑦ 非常勤雇用者、研究支援者等の勤務状況確認等の管理については、原則として、事務部門が実施することとし、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談、勤務条件の説明、出勤記録や勤務内容の確認等を行う。
- ⑧ 換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器）のうち、5万円以上の物品については、財務会計システム上管理を行うとともに、資産管理ラベルを貼付して適切に管理する。
- ⑨ 金券類（切手、図書カード、タクシーチケット等）については、受払簿により適切に管理する。
- ⑩ 出張計画の実行状況等を把握・確認できる体制とするため、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる出張報告書等の提出を求める。また、重複受給が無いかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて出張者、面談者等へ照会や出張の事実確認を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正防止に向けた取組について、基本方針、手続等を学内外へ積極的に情報発信し、共有する。

- ① 研究費相談窓口において、公的研究費の使用に関して、学内外からの相談を受け付ける。日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有できるよう、「研究費使用ハンドブック」の見直しや研究倫理教育の内容にフィードバックする。
- ② 不正防止に対する本学の考え方や方針を明らかにすることは、社会への説明責任を果たす上でも重要であることを踏まえ、行動規範、運営・管理体制、基本方針、行動指針、不正防止計画、相談窓口、通報窓口、処分（取引停止等の取扱いを含む。）、これらに関する学内規程等を、学内外の利用者の視点に立って分かりやすく体系化・集約化してホームページに掲載し、積極的な情報発信を行う。

6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能を充実・強化する。

- ① 公的研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- ② 監査室を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を内部監査規程に明確に定め、内部監査において、本学全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認するなど、本学全体の見地に立った検証を行う。また、監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。
- ③ 監査室は、毎年度定期的に、会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、会計監査を一定数実施するとともに、公的研究費の管理体制の不備等、ルールそのものにも改善すべきことがないかの検証も行う。また、内部監査結果等について学内に周知して同様のリスクの発生を防止する。
- ④ 監査室は、不正防止計画推進室との連携を強化し、本学の実態に即して要因を分析した上で監査計画を適切に立案し、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出して抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- ⑤ 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及び部局管理責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて監査計画を随時見直し、効率化・適正化するとともに、専門的な知識を有する者（監査業務の経験のある者、研修・指導を受けた者、公認会計士等）を活用して内部監査の質を向上させる。
- ⑥ 監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- ⑦ 本学は、文部科学省が行う履行状況調査（毎年、一定数を抽出して行われる。）、機動調

査（緊急・臨時の案件について行われる。）、フォローアップ調査（履行状況調査、機動調査における改善措置状況をフォローアップするために行われる。）及び特別調査（不正発覚後の状況把握・指導のために行われる。）について、協力する。

＜用語の定義＞

この行動指針における用語の定義は、以下のとおりである。

- ① 公的研究費
運営費交付金、補助金、寄附金、委託費等を財源として研究活動のために執行されるすべての経費をいう。
- ② 部局等
国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する規程別表に定める部局等をいう。
- ③ 競争的研究費等
各府省庁又は各府省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金をいう。
- ④ 配分機関
競争的研究費等を配分する機関
- ⑤ 構成員
本学に所属する非常勤を含む役員、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。
- ⑥ 研究者
本学に所属する研究活動を行う者その他研究活動に関わるすべての者をいう。
- ⑦ 不正使用
架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。